

令和 6 年版 再犯防止推進白書 (概要)



令和 6 年 1 2 月

法 務 省

特集 社会復帰を果たした者等の犯罪や非行からの離脱プロセス（続編） ～当事者と支援者が語る人生のリスタート～

再犯防止施策を一層推進するために、

「社会復帰を果たした者等が犯罪や非行から離脱することができた要因」

を踏まえることが第二次再犯防止推進計画から加わる【施策番号93】

犯罪からの離脱のプロセスについて、社会復帰を果たした**当事者**（前回特集と同様）に加え、
当事者の社会復帰に向けた支援を実施してきた**支援者**（本特集で追加）の語りを掲載

事例 1 立ち直りは、常に塀の上を歩いているようなもの。日々自分自身との戦い

【30代男性】協力雇用主の下で就労し、現在は会社の中核として活躍

【支援者】協力雇用主

事例 2 孤独や寂しさを乗り越えて、裏切れない人たちを見つけた

【80代女性】更生保護施設退所後も、施設職員とのつながりを保ち、社会復帰

【支援者】更生保護施設職員

事例 3 人生の約半分を刑務所で過ごし、70代で初めて「誰かのために」生きたいと思った

【70代男性】自立支援住宅での生活を経て、地域社会で生きがいを見付け、犯罪から離脱

【支援者】認定NPO法人職員

犯罪や非行からの離脱の要因

当事者及び支援者の語りから離脱の要因を分析

【要因 1】 立ち直りへの動機（前回特集・本特集共通）

【要因 2】 衣食住の確保と仕事・学業の安定（前回特集・本特集共通）

【要因 3】 良好な人間関係の構築（前回特集・本特集共通）

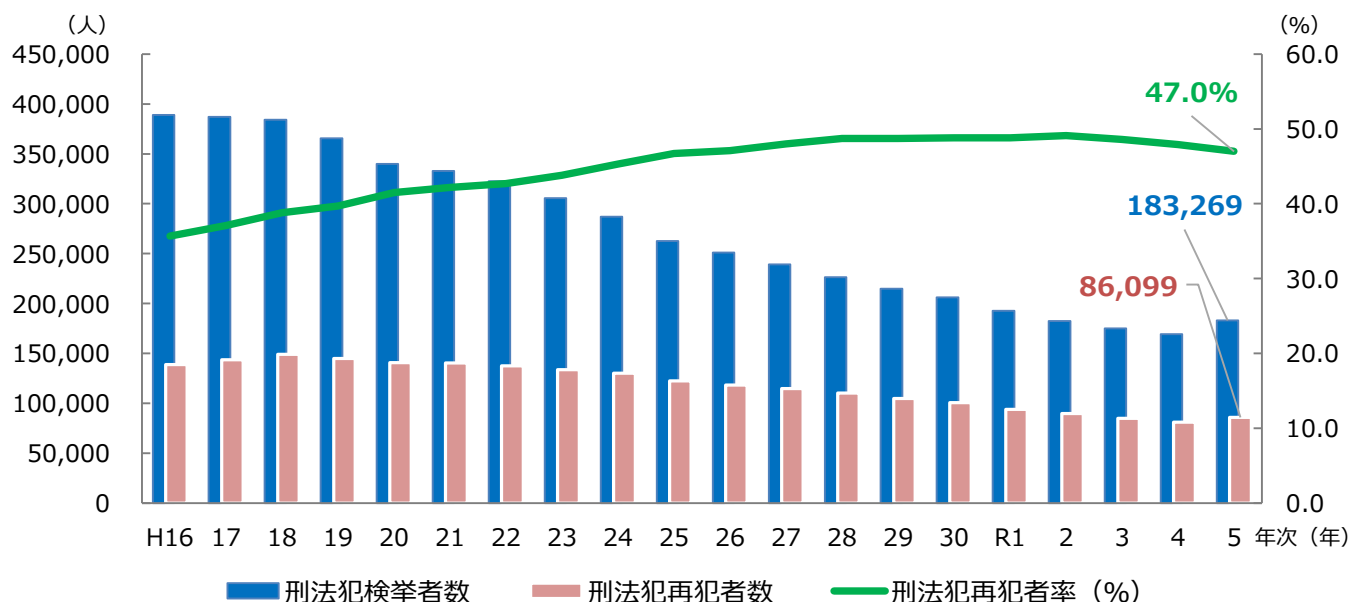
【要因 4】 自己肯定感及び自己有用感の形成（前回特集・本特集共通）

【要因 5】 当事者と支援者によるニーズの共有（本特集新規）

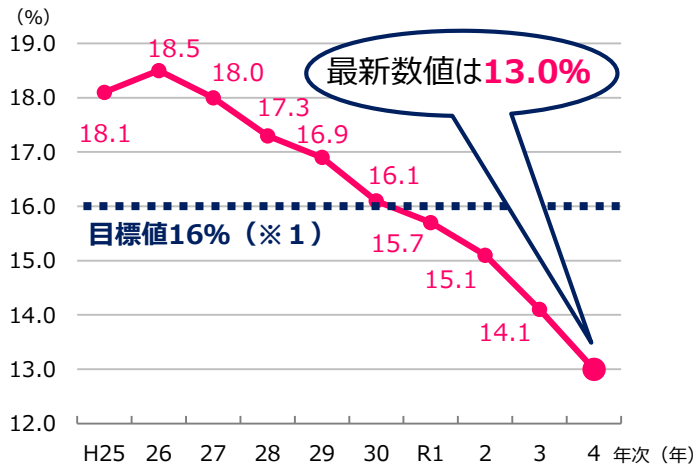
第 1 章 再犯の防止等に関する施策の指標

再犯の防止等に関する施策の成果指標

刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



出所受刑者の2年以内再入率



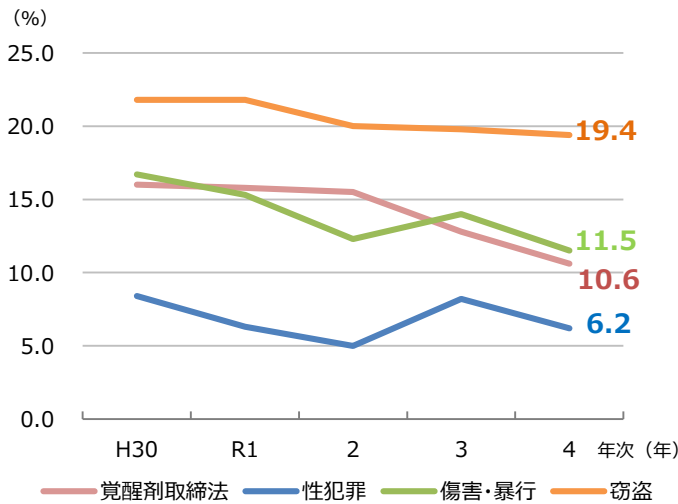
(※1) 「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)
数値目標「2年以内再入率を令和3年までに16%以下にする」

(※2) 出所受刑者の出所事由のうち、満期釈放及び一部執行猶予の実刑部分の刑期終了をいう。

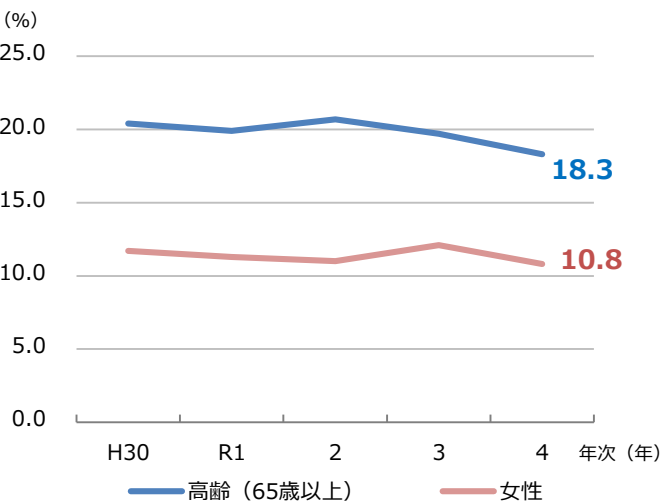
出所事由別2年以内再入率(2年以内再入者数)

		満期釈放等(※2)	仮釈放
出所年次(年)	H30	24.2% (2,114)	10.4% (1,282)
	R1	23.3% (1,936)	10.2% (1,189)
	2	22.6% (1,749)	10.0% (1,114)
	3	21.6% (1,504)	9.3% (1,011)
	4	20.2% (1,306)	8.6% (912)

主な罪名別2年以内再入率

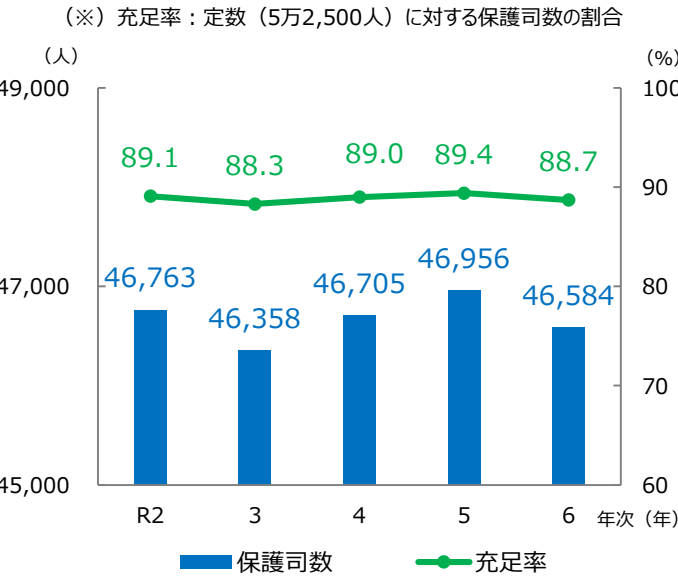


特性別2年以内再入率



再犯の防止等に関する施策の動向を把握するための参考指標

保護司数及び保護司充足率(※)



地方再犯防止推進計画策定数

年次	都道府県	指定都市	その他市町村(特別区含む)
H31	15/47	0/20	4/1,727
R2	31/47	6/20	32/1,727
3	42/47	16/20	130/1,727
4	47/47	18/20	306/1,727
5	47/47	19/20	506/1,727
6	47/47	20/20	748/1,727

第2章 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組

●協力雇用主の活動に対する支援の充実

- ・20歳未満の者を手厚く指導する協力雇用主に刑務所出所者等就労奨励金を加算
（令和5年度から加算対象を従来の18・19歳から20歳未満の者全般に拡大）【保護観察所】

●更生保護施設の処遇機能の充実

- ・更生保護施設入所者や退所者などの特性に応じた専門的な指導や支援（特定補導）を実施
【更生保護施設】

第3章 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組

●アセスメント機能等の強化

- ・高齢受刑者に対する認知症スクリーニング検査の実施庁を全国に拡大【刑事施設】

●効果的な入口支援の実施

- ・勾留中の被疑者に対する生活環境の調整を開始【地方検察庁・保護観察所】

●薬物依存の問題を抱える者への支援等の充実

- ・増加する大麻事犯に対応した処遇等の充実【厚生労働省・法務省】

第4章 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組

●学校や地域社会において再び学ぶための支援

- ・個々の抱える課題や実情に応じた修学支援を複合的に実施する「修学支援パッケージ」の実施【保護観察所】

第5章 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組

●少年・若年者に対する可塑性に着目した指導等

- ・知的障害等を有し、特に手厚い処遇が必要な若年受刑者を収容し、特性を踏まえた指導等を行う
「少年院転用型処遇」（市原青年矯正センター）の実施【刑事施設】

●犯罪被害者等の視点を取り入れた指導等

- ・受刑者・在院者の矯正処遇において、被害者等の心情等の聴取・伝達制度の運用を開始【刑事施設・少年院】

第6章 民間協力者の活動の促進等のための取組

●持続可能な保護司制度の確立に向けた検討

- ・持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会を開催【法務省】

第7章 地域による包摂を推進するための取組

●地方公共団体との連携の強化

- ・第二次再犯防止推進計画において、国・都道府県・市区町村の役割を明記【法務省】

●地方公共団体による再犯の防止等の推進に向けた取組の支援

- ・上記の役割を踏まえ、国及び都道府県の取組として「地域再犯防止推進事業」を開始【法務省】

●更生保護に関する地域援助の推進等

- ・犯罪・非行の地域相談窓口「りすたぼ」を設置【保護観察所】
- ・刑執行終了者等に対する援助の実施【保護観察所】

第8章 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組